

(別添4) 提供先一覧

<介護保険>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
全国健康保険協会	第2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
健康保険組合	第3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
全国健康保険協会	第7の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事	第11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市長村長	第15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事等	第42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
日本私立学校振興・共済事業団	第56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
国家公務員共済組合	第65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長又は国民健康保険組合	第69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	第80の項	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
地方公務員共済組合	第83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	第86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	第87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	第108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
後期高齢者医療広域連合	第115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	

都道府県知事等	第125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事 知事又は広島市長若しくは長崎市長	第128の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	第131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険法第二十條に規定する他の法令による給付の支給に関する情報（資格の有無、資格の取得日、資格喪失日、介護給付（予防給付）（給付の種類、サービス事業者名、支給額、支給日））		介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	第132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事 又は市町村長	第144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事等	第161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険給付等関係情報		「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	